平成２１年（フ）第１８５１号
広島市西区東観音町25番４号
債務者　松河　節朗
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８９７号
広島市中区東平塚町８番７―401号
債務者　坂倉　裕介
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０４号
香川県丸亀市飯野町東分2645番地１　エスポワール飯野西棟116号
債務者　筒井むつ子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第２１５号
香川県善通寺市下吉田町178番地　南東３
債務者　奥田まち子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第４１２号
福岡県久留米市合川町65番地１
債務者　森　　栄次
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４２３号
福岡県久留米市三潴町草場150番地　草場団地321号
債務者　隈製茶園こと　隈　　正浩
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１２１５号
北九州市門司区大字吉志682番地６
債務者　うどん一雀こと　山本　憲子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２３７号
北九州市戸畑区小芝２丁目８番８―103
債務者　森田　淳吾
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２８１号
北九州市小倉北区赤坂２丁目20番10―602号
債務者　山元恵子こと　林　　君枝
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７１９号
大分市大字豊饒235番地森ビル豊饒Ａ206
債務者　二羽　朋廣
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１８７号
鹿児島県鹿屋市打馬２丁目３番２―402号
債務者　西尾みずえ（旧姓小竹・熊谷）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第４２１号
沖縄県豊見城市字名嘉地９番地２　めおと荘202
債務者　新垣　　緑
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２８５号
北海道苫小牧市日新町４丁目11番６―301号
債務者　三島　伸子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２９９号
北海道苫小牧市日吉町２丁目９番11号　ステラ日吉Ａ―203
債務者　伊藤　智洋
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第４４４号
秋田県潟上市飯田川飯塚字塞ノ神138番地12
債務者　藤原　清美
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４４５号
秋田県潟上市飯田川飯塚字塞ノ神138番地12
債務者　藤原美香子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５０号
富山県高岡市柴野内島47番地
債務者　片山美千代
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２６０号
富山県高岡市三女子９番地７
債務者　竹内英吏子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
富山地方裁判所高岡支部